

# 確定申告書 第二表 ～ 住民税に関するお願い ～

確定申告書第二表には、「住民税・事業税に関する事項」欄があります。住民税計算の際に使用するため、**①～⑨のいずれかに該当する方は漏れなく記入するようお願いいたします。**

※未記入で提出された場合、控除等が適用されないことがあります。

## ① 同一生計配偶者がいる場合

申告者の合計所得金額が1,000万円を超え、同一生計配偶者がいる場合は、住民税の課税・非課税判定に使用しますので、配偶者の氏名・個人番号等を記入してください。※控除対象配偶者である場合は同一への○は記載不要

## ② 16歳未満の扶養親族がいる場合

16歳未満の親族を扶養している場合、扶養控除の適用はありませんが、住民税の課税・非課税判定に使用しますので、氏名・個人番号等を記入してください。

## ⑨ 退職所得のある配偶者・親族がいる場合

個人住民税では、扶養親族等の要件とされる合計所得金額等には、退職所得（源泉徴収されたものに限ります。）の金額は含まれないこととされています。

令和5年中に退職所得のある配偶者または親族等の合計所得金額から退職所得金額を除いて計算した結果、個人住民税の配偶者（特別）控除、扶養控除等を受けることができる場合には、その配偶者又は親族等の氏名・個人番号等を記入してください。

### ○ 配偶者や親族に関する事項 (20～23)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
		配偶者	明・大昭・平	障 特障	国外 年調	① 別居	調整
			明・大昭・平・令	障 特障	年調	② 別居	調整

### ○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法 特別徴収	自分で納付	都道府県、市区町村への寄附 (特例控除対象)	共同基金、日本その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
	③ 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	円	10,000 円	5,000 円	5,000 円	5,000 円

  

退職所得のある配偶者・親族の氏名	個人番号	続柄	生年月日	退職所得を除く所得金額	障害者	その他
		⑨	明・大昭・平	円	障 特障	調整 寡婦・ひとり親

## ③ 確定申告不要制度を選択した未上場株式の少額配当がある場合

住民税には非上場株式の少額配当等の申告不要制度はありません。所得税において確定申告不要制度を選択した非上場株式の少額配当等の金額を含めた配当所得の合計額を記入してください。

## ④ 令和5年中に非居住者期間があった方で、所得税が源泉分離課税された国内源泉所得金額を記入してください。

## ⑤ 配当割額控除額がある場合

上場株式等に係る配当所得について申告する場合には、支払いの際に特別徴収された住民税の額を記入してください。

## ⑥ 株式等譲渡所得割額控除額がある場合

源泉徴収選択口座の上場株式等に係る譲渡所得について申告する場合には、株式等の譲渡の対価の支払いの際に特別徴収された住民税の額を記入してください。

## ⑦ 給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法を選択する場合

給与から差し引くことを選択する場合には「給与から差し引き」、自分で納付(納付書又は口座引き落とし等)することを選択する場合には「自分で納付」に丸印○を記入してください。

## ⑧ 寄附金控除もしくは寄附金税額控除がある場合

寄附金額(支払額)を記入してください。  
(A)～(D)の寄附金がある場合には、それぞれの合計寄附金額を記入してください。神奈川県・藤沢市の両方が指定した寄附金がある場合は、(C)、(D)の両方の欄に記入してください。  
(A) 都道府県・市区町村(特例控除対象)に対する寄附金(ふるさと納税)  
(B) 日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同基金、都道府県・市区町村(特例控除対象以外)に対する寄附金  
(C) 神奈川県が条例で指定した団体に対する寄附金  
(D) 藤沢市が条例で指定した団体に対する寄附金